2022 年第 1 回定例会 一般質問

2022 年 2 月 18 日 共産党議員団 福島宏子

1. 『気候非常事態宣言』を行うことについて

「気候非常事態宣言」とは国や自治体、学校、団体といった組織が宣言を行うと同時に、「気候変動を緩和するための積極的な政策を打ち出す」ことです。2020年11月には衆参両院が宣言し、東京都も続きました。国レベルで15か国とEUが宣言し、地方議会や自治体も含めると約2,000になります。23区では千代田区が先駆的で自治体・議会共に宣言をしました。港区もこれに続き、直ちに『気候非常事態宣言』をすべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

港区も直ちに気候非常事態宣言をすることについて、区は、昨年3月に2050年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロの達成を表明し、その道筋もお示しいたしました。これは、地球温暖化の原因とされるCO2削減に取り組むことで、気候変動の緩和を推進する区の姿勢を内外に示すものであり、気候非常事態宣言と方向性を同じくするものです。今後もCO2削減効果が最も期待できる再生可能エネルギー普及の取組などを積極的に展開し、気候変動の緩和に取り組んでまいります。

昨年(2021 年)イギリスのグラスゴーで COP26 が開かれ、気候変動の悪影響を回避するための「決定的な 10 年間」に向けて注目されました。

岸田首相は、温室効果ガスの最大の排出元である石炭火力発電からの脱却に一言も触れないどころか更なる依存を表明したことで、『化石賞』を2年連続で受賞することになりました。日本政府は世界の流れにどこまで逆らうのでしょうか。石炭火力・原発に固執するエネルギー政策に気候危機打開・地球の未来は託せません。

国連のグテレス事務総長は 2030 年までに石炭火力発電を段階的に廃止するよう強く求め、G7 のうち日本以外の国は期限を定めた石炭火力からの撤退を決めています。また、アメリカと中国が今後 10 年間気候変動対策を協力して強化していくとする共同宣言を発表しました。

低すぎる日本の CO2 削減目標を引き上げるべきですが、それよりもさらに低い港区の CO2 削減目標(2030 年までに 2013 年度比 40%) を引き上げること。 答弁を求めます。

【区長答弁】

港区のCO2削減目標を直ちに引き上げることについてのお尋ねです。

港区環境基本計画で定める2030年度のCO2排出量40%削減目標は、これまでの 削減実績のほか、今後の人口推計や建築計画など、計画策定時点で把握可能な事情を考慮 して設定しております。

今後、建築物の低炭素化のほか、全国の自治体との連携や区民・事業者の取組促進など同計画に計上した取組を的確に進捗管理することと併せ、CO2削減効果が最も期待できる再生可能エネルギーの普及に向けた区民や事業者に対する支援策など、区独自の新たな取組を積極的に展開していくことにより、2030年度の削減目標の早期達成を目指してまいります。

2. 生理用品の区有施設のトイレへの設置について

生理の貧困から、ジェンダー平等へと生理用品の設置が多くの自治体で広がっています。港区も小中学校をはじめ、中高生プラザなどの施設に設置が広がりました。 さらに広げて、区有施設への設置については「他の自治体で取り組んでいる『オイテル』を活用し設置をすべき」との私たちの質問に対し、「区としてオイテルの活用を検討する」との答弁でした。

オイテルの活用も含め区として早急に設置すべきです。 答弁を求めます。

【区長答弁】

生理用品の区有施設のトイレへの設置についてのお尋ねです。

区は、家庭の経済状況など様々な理由から、生理用品の調達が困難な子どもや女性を支援することを目的に、昨年3月から各子ども中高生プラザ、男女平等参画センターなど10か所の区有施設で生理用品の配付しております。

さらに、子どもが長時間にわたって過ごす児童館や各子ども中高生プラザなどでは、個室トイレにも生理用品を設置しております。

「オイテル」の導入については、本年5月頃に、庁舎内の構造上可能な場所に設置してまいります。

3. 『みなとたばこルール』の巡回指導の強化について

2009 年 6 月、『みなとたばこルール』の一斉キャンペーンが行われ、2014 年には「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」を制定し、「吸う人も吸わない人も快適に暮らせる街」を合言葉に、指定喫煙所の整備や巡回指導員の強化を進めてきました。

2021 年度は約4億円の予算で「シンテイ警備会社」と契約を結び、平日は一日 平均約65人の巡回員による巡回指導が行われています。「街に吸い殻が少ないこと に驚いた」「喫煙所に並んでいることに感心した」などの声が寄せられています。し かし路上喫煙や歩きたばこは後を絶ちません。

電車の中で喫煙している人に注意した高校生が暴力を受けてけがをしたという痛ましい事件がありました。歩きたばこの人に注意を促すことも危険が伴う中、警備会社による巡回指導を強化する以外に手立てはありません。白金台のマンション建設現場では「早朝 5 時過ぎから駐車場で車の外に出てタバコを吸っている」と住民からの苦情がありました。何度も現場監督に抗議したが改善されないということです。

「みなとタバコルール」で定められた通り、区は区民が不快に感じることがあればすぐに対処する責任があります。ルールが分かるよう、建設現場にも貼るなどポスターの数を増やし、町会や自治会の協力を得て街の中でもいたるところで目につくようにすること。巡回指導を今以上に強化し、ルールを守っていない人には声をかけ正しいルールを指導すること。

2点答弁を求めます。

【区長答弁】

みなとタバコルールの巡回指導の強化についてのお尋ねです。

まず、ルールがまちの中で目につくようにすることについてです。

区は、在勤者や来街者にみなとタバコルールを知っていただくため、区内各所でのポスター掲示や路面シールの設置に加え、デジタルサイネージや街頭ビジョンでの啓発などを行っております。建設事業者に対しては、工事の届出の際に、みなとタバコルールを説明し、ポスターを配布し、現場の仮囲いなど、目立つ場所への掲示を依頼しております。

今後も、町会・自治会をはじめ、地域の方々の協力を得てポスターを掲示するなど、 みなとタバコルールを効果的に周知し、誰もが快適に過ごせる環境づくりを進めて まいります。

次に、ルールを守っていない人に対する適切な指導についてのお尋ねです。

路上喫煙などの御意見や苦情が寄せられた際には、各地区総合支所職員が現場を確認し、効果的な指導に向け、適宜、巡回ルートを見直すなど、実態を踏まえた適切な巡回指導の実施に努めております。

条例改正により、昨年10月から加熱式たばこの喫煙を規制対象とした際には、 喫煙場所以外で加熱式たばこを吸う人に対し、直接声をかけ、改正の趣旨を説明し、 ルールの順守を呼びかけました。 今後も、みなとタバコルールを推進し、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちを実現するため、適切に巡回指導を実施してまいります。

4. 学校などの区有施設に太陽光パネルを設置することについて

東京都は温室効果ガスの排出削減に向け、2022 年度から 30 年までの 9 年間で 都営住宅や交番、消防署など 2000 か所以上の都有施設に太陽光パネルを設置する 方針を決め、太陽光発電出力を 2024 年までに 12000 キロワットに引き上げ温室 効果ガスを 30 万トン削減するという具体的な目標を掲げました。

港区では学校や区有施設、公園など335施設中、太陽光発電設備を設置しているのは本庁舎・総合支所で3か所、幼稚園・小中学校で13施設、公園・児童遊園で13カ所、その他保育園やいきいきプラザなど24施設とトータルでわずか50施設です。このうち学校施設の発電容量は約70キロワットで、区内の太陽光発電の総容量約455キロワットのわずか15%です。学校は災害時の避難所としての機能も果たさなければならないことからも、太陽光パネルの設置を急ピッチに進めることこそ今、港区として取り組むべきです。

環境基本計画の中に太陽光発電による明確な目標は記載されていません。東京都のように具体的な目標をもって太陽光パネルの設置に取り組むこと。

答弁を求めます。

【区長答弁】

具体的な目標を掲げて区有施設に太陽光パネルを設置することについてのお尋ねです。

区は、これまでも区有施設の整備に当たり、積極的に太陽光発電設備等を導入してまいりました。昨年2月に策定した港区環境基本計画では、区有施設の整備・改修に際し、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを活用することなどにより、建物のエネルギー消費を実質ゼロとするZEB(ゼブ)化を進めることといたしました。今後、区有施設整備に際して確保する環境性能を定めた港区環境配慮ガイドラインにZEB(ゼブ)水準を目指すことを明示し、区有施設のZEB(ゼブ)化を推進していく中で、太陽光発電設備などを設置してまいります。併せて目標設定についても検討してまいります。

5. 待機児ゼロに伴う私立認可園などの定員割れ対策について

2022年度(令和4年度)の保育園の1次申し込みの状況が報告されました。 申込者数は1,589人、昨年比で67名の減少です。今年度も4月時点で待機児 ゼロが見込まれます。待機児ゼロが実現する一方で、定員割れによる私立認可保育 園の運営に大きな影響が出ています。

待機児解消が実現できた今こそ、保育の質の向上や隠れ待機児童をなくす取り組みが必要です。

- ① 私立認可園の定員割れに対する特別助成を継続して行うこと。
- ② 単独園希望者は様々な事情を抱えています。待機児童にもカウントされない単独園希望者の実態について調査を行い分析すること。
- ③ 100人を超える大規模園が30園存在します。待機児解消を機に大規模園のあり方を見直し、園児や保育士にもゆとりある保育が提供できるよう園長や保育士の意見もよく聞き検討すること。
- ④ 2022年度の職員定数が報告され、保育園職員13名の削減計画が明らかになりました。保育園は早朝や夜間対応、障害児対応など人手が必要と現在会計年度任用職員316人、派遣保育士56人で対応しています。コロナの感染拡大が広がっている中、働く保護者を支える上でも保育士の削減はやめるべきです。それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】

待機児ゼロに伴う私立認可保育園などの定員割れ対策についてのお尋ねです。

① まず、私立認可保育園の定員割れに対する特別助成の継続についてです。 区として、私立認可保育園に対する特別助成の助成期間の5年間については、適切なものと考えております。

一方、区は、私立認可保育園に対して、国が定める運営費に加え、保育施設の建物賃借料補助や延長保育補助などにより、きめ細かく経営を支える支援をしております。

引き続き、様々な補助制度などを通じて、私立認可保育園の運営を支援してまいります。

② 次に、一園のみの希望者の調査・分析についてのお尋ねです。

区は、令和2年3月から、保育園の入園申込みをして内定に至らなかった方に対して、アンケートやヒアリングを行い、一園のみを希望する方は、ご家庭の事情に 応じて理由が様々であることを把握しております。

引き続き、入園申込者の状況について調査するとともに、保護者の動向を分析してまいります。

③ 次に、保育園の定員規模についてのお尋ねです。

本年4月時点で、区内の認可保育園等は計105園となる予定ですが、そのうち約3割の30園が全年齢合計で100人以上の定員を設定しております。

小学校就学後を見据え、比較的大規模な保育園での集団保育を望む保護者からの ニーズがあること、また、より多くの子どもと関わることができる保育園での勤務 を希望する保育士も多いことから、様々な定員規模の保育園がバランスよく配置さ れていることが望ましいと考えております。

今後も、地域の保育需要を見極めるとともに、現場で働く保育士の意見も聞きながら、各園の定員を適切に管理してまいります。

④ 次に、区立保育園の保育士の削減をやめることについてのお尋ねです。 保育士の配置については、保育定員による区の基準を定め、国の基準以上の保育 士を配置しております。

本年4月からの保育定員の縮小に伴い、区の基準により配置している保育士は13人の減員となりますが、区が、新たに実施する保育の質の向上のための取組や障害児対応のために保育士を配置し、これまで以上に職員のノウハウや保育スキルを保育サービスの充実に活用してまいります。

今後も、必要な保育士を適正に配置するとともに、早番・遅番対応などの会計年度任用職員や人材派遣を活用し、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えてまいります。

6. 住宅用火災警報器の援助について

消防法の一部改正に伴い、2010年(平成22年)4月に『住宅用火災警報器』の設置が義務付けられました。

港区は改正を受けて、高齢者・障害者世帯など取り付けが困難な世帯を対象に区が火災報知機を設置することにより、住宅火災から区民の生命及び財産を守ることを目的に支援事業を実施しました。

すでに 10 年が経過し、当時区の支援で設置した火災報知器や電池の寿命が来ており、不具合が生じています。

- 一人暮らしの高齢者宅で突然、大きな音がして、脚立に乗って何とか火災報知器 を外したところで音は止まったものの、ほかの器具も鳴ったら困ると相談がありま した。
- ① 設置から 10年以上が経過し、今後不具合が生じます。消防署や高齢者相談センターとも連携し、相談体制をとること。
- ② 高齢者や障害者など設置が困難や世帯へ、購入費の助成と設置のための支援を行うこと。
 - 2点答弁を求めます。

【区長答弁】

住宅用火災警報器の助成についてのお尋ねです。

① まず、消防署や高齢者相談センターと連携した相談体制の構築についてです。 区内消防署は、要配慮者世帯を直接訪問し、自宅での火災等の発生を防ぐため、住まいの 防火防災診断により、火災警報器の取扱いなどの相談対応や助言を行っています。

また、高齢者相談センターでは、日常生活の困りごとなど、様々な相談も受ける体制を 整えています。

今後は、これらの関係機関同士の連携や情報共有を更に深め、火災警報器に関する相談が寄せられた際には、区の事業を案内していただくなど相談者に適切なアドバイスを提供できるよう体制を構築してまいります。

② 次に、設置が困難な世帯への、購入費助成と設置支援についてのお尋ねです。 住宅用火災警報器の設置から 10 年以上経過している住宅が増えていることから、交換ニーズを踏まえ、来年度から、住宅用火災警報器を、防災用品あっせん事業の品目に加え、 高齢者や障害者だけでなく、区民及び在勤者の方に対して、通常価格よりも低価格で御利用いただけるようにいたします。

また、住宅用火災警報器の設置支援につきましては、区民からのニーズも踏まえ、実施 方法や経費などについて、調査研究してまいります。

7. シルバー人材センターの仕事確保について

4 月に『産業振興センター』が札ノ辻に開設し、運営管理は指定管理者になります。

これまで勤労福祉会館で受け付け業務を委託されていたシルバー人材センターの 受付業務がなくなり、13名すべての方が仕事を奪われることになります。

指定管理者公募要項では、「港区シルバー人材センター及び区内障害者授産施設等への優先発注」「区内中小事業者への優先発注」を掲げています。

ところが今回、これまで勤労福祉会館でシルバー人材センターが行っていた受け付け業務を奪ってしまっています。4月以降仕事がなくなることから、シルバー人材センターの事務局も4月以降の仕事をどうするか会員さんと話し合いを続けているとのことです。

所管する保健福祉課へもシルバー人材センターから仕事確保のお願いがされており、保健福祉課から産業振興課に対して仕事確保の要請がされています。

区民のための新たな建物ができてもその運営管理が指定管理になり、区民が仕事を奪われることがあってはなりません。

- ① 新たな産業振興センターの指定管理者に「管理運営の基準」を守るよう指導すること。
- ② 指定管理者に「協力を要請する」などといった弱腰でなく、区が責任を持って シルバー人材センターの仕事確保を行うこと。 2点答弁を求めます。

【区長答弁】

シルバー人材センターの仕事確保についてのお尋ねです。

① まず、産業振興センターの指定管理者に管理運営の基準を守るよう指導することについてです。

指定管理者の公募に当たっては、公募要項で定める管理運営の基準において、港区シルバー人材センターへの優先発注について十分認識するよう示しております。 指定管理者に対し、その趣旨を踏まえるよう、引き続き求めてまいります。

② 次に、区が責任を持って指定管理者施設におけるシルバー人材センターの仕事を確保することについてのお尋ねです。

区は、民間事業者のノウハウを最大限活用し、施設のサービス向上につなげるという指定管理者制度の趣旨の下、指定管理者の提案を踏まえ、施設を管理運営しております。

一方で、区は、高齢者の就業機会の確保の観点から、指定管理者の公募要項においてシ ルバー人材センター等への優先発注を定めております。

公募要項の趣旨を踏まえながら、施設利用者の安全・安心の確保と民間事業者のノウハウを活用した区民サービスの向上を図るよう、引き続き、指定管理者に求めてまいります。

8. インボイス導入によるシルバー人材センターへの影響について

2023年10月実施が予定されているインボイス制度は中小零細業者等へ大きな影響を与えることになります。

現在、年間売上高が 1,000 万円以下の事業者は、事業者免税制度で納税が免除されています。インボイス(適格請求書)制度になれば課税事業者からの仕入れだけを控除対象とし、免税事業者から受け取る今までの請求書・領収書では仕入税額控除ができなくなります。

これまでの免税事業者は、「免税の放棄」をして課税事業者になるか、廃業するか 決断をしなければなりません。

これによって影響を受ける事業者は、個人タクシー、ウーバーイーツ、俳優、音楽家、塾の講師、ひとり親方(労働者を雇用しないで事業を行う方)ヤクルトレデ

ィー、シルバー人材センター等々多業種にわたります。

港区のシルバー人材センターの会員数は1,686人(2020年度)一人あたりの配分金は月平均で税込み約48,000円(2021度総会資料)です。インボイス制度はシルバー人材センターで働く高齢者に、さらに消費税の負担を押しつけることになります。港区のシルバー人材センターの試算によると年間約4,000万円の負担となる計算です。

この金額を捻出するためには、区の支援がなければ、会員の負担になります。

- ① 免税業者や小規模業者、シルバー人材センターをはじめ多業種に影響を与える インボイス(適格請求書)制度を廃止するよう国に申し入れること。
- ② シルバー人材センターが安定的な事業運営ができるよう支援を行うこと それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】

インボイス導入によるシルバー人材センターへの影響についてのお尋ねです。

① まず、インボイス制度を廃止するよう国に申し入れることについてです。 令和5年10月からのインボイス制度の開始により、これまで消費税の納税義 務が免除されていた事業者は、仕入税額控除の適用を受ける際に必要なインボイ スを発行できる事業者への登録について、早急に検討する必要があります。

区として制度の廃止を国に申し入れることは考えておりませんが、事業者が制度の内容を正しく理解した上で適切な対応を選択できるよう、税理士などの専門家による相談会や説明会の実施について検討してまいります。

② 最後に、制度導入後の安定的な事業運営のための支援についてのお尋ねです。 シルバー人材センターの取引にインボイス制度が導入された場合、消費税の仕入 税額控除を受けることが困難となり、シルバー人材センターに新たな財政負担が 生じます。

全国シルバー人材センター事業協会では、令和5年10月のインボイス制度導入に対応するため、同協会内に会計・経理検討委員会を設置し、簡便な方法により仕入税額控除が受けられるよう、国に対し働きかけています。

区としては、シルバー人材センターの安定的な事業運営のため、国や事業協会の動向を注視してまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

《再質問1》

私立認可保育園の定員割れに対する特別助成の継続について

《質問要旨》

今でも特別助成が受けられない私立認可保育園と小規模園がある。来年度更に増える。

現在の定員割れでは運営は守れない。また、経営状況を区としても責任を持って把握し、支援する必要がある。特別助成の継続について、再度答弁を求める。

《区長答弁要旨》

私立認可保育園に対する特別助成の助成期間の5年間については、この間に経営の安定化を図っていただくという趣旨から、適切なものと考えているが、保育施設の建物賃借料補助や延長保育補助、区費補助などの補助制度のほか、園長経験者による訪問指導や令和4年度から新たに実施する保育士人材確保の支援、社会保険労務士による労働環境モニタリングにより、私立認可保育園の運営を総合的に支援していく。

《再質問2》

区立保育園の保育士の削減をやめることについて

《質問要旨》

現場を経験した保育士はプロ集団として手放してはならない。 保育定員の減少により正規職員を減らすということではなく、派遣職員の枠への 投入や、フリー保育士として配置すべき。また、会計年度任用職員をこれ以上増 やしてはいけない。保育士を削減しないことについて、再度答弁を求める。

《区長答弁要旨》

区では、子どもの人数による保育定員の基準を定め、国の基準以上に保育士の人数を確保している。今回、保育定員の縮小により減員となるが、更なる保育の質の向上や障害児対応の体制を強化し、現場の職員の持つスキルを活用していく。今後も必要な保育士を適正に配置するとともに、会計年度任用職員や人材派遣を活用し、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えていく。